

鳥取県告示第 96 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
61	株式会社山陰合同 銀行鳥取県庁支店	売りさば き場所	鳥取市東町一丁目 220 及び鳥取市立川町六 丁目 176 東部総合事 務所派出内	鳥取市東町一丁目 220	平成 18 年 3 月 31 日